

制限付き一般競争入札実施要領

水道管理設工事制限付き一般競争入札対象工事を下記のとおり執行しますので、申請される方は、「**水道管理設工事制限付き一般競争入札に関するご案内(水道)**」を熟覧のうえ、東大阪市電子入札システムを用い、規定の様式に基づき指定する申請・入札日時において提出してください。

入札の対象となる工事について

工 事 件 名	(R3受-202)弥生町配水支管移設工事		
施 工 場 所	東大阪市弥生町～南荘町 地内		
工 期	契約日翌日 から 令和4年2月28日まで		
工 事 概 要	鋳鉄管移設工	GX φ200	× 23M
	鋳鉄管移設工	GX φ150	× 8M
	鋳鉄管移設工	GX φ100	× 7M
	仕切弁設置工	GX φ200	× 1基
	仕切弁設置工	GX φ150	× 1基
	仮給水工	φ150/150A	× 33M
	仮給水工	φ100/100A	× 1M
	仮給水工	φ75/80A	× 7M
	給水装置工	φ25	× 1ヶ所
予 定 価 格	18,260,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）		
最 低 制 限 価 格	事後公表（契約締結後、遅滞なく公表する。）		
支 払 条 件	前払金40%以内、残額完工検査後払		

入札の日程等について

申 請 ・ 入 札 日 時	令和3年7月19日	午前9時00分から午後5時00分まで
設 計 図 書 等 の 質 疑 期 限	令和3年7月13日	正午まで（suidonyusatu@city.higashiosaka.lg.jp）
開 札 日 時	令和3年7月20日	午前10時00分
公 表 日 時	令和3年7月20日	午前11時00分

入札に参加できる資格要件について

営 業 所 の 所 在	建設業法に基づく主たる営業所を東大阪市に有する「 市内業者 」又は従たる営業所を東大阪市に有する「 準市内業者 」であること。
登 録 業 種	入札参加有資格者名簿の第一希望登録業種に、「 土木 」で登録されていること。
申 請 可 能 業 者	上記登録業種に係る経審点（市内業者においては総合点）が、 610 点以上の者であること。
	経審点＝経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評点（P）（入札日時点において、有効かつ最新のものに限る。） 総合点＝経審点に発注者別評価点を加えた点数
建 設 業 許 可	特定建設業又は一般建設業

- 建設業法第19条の2に基づく現場代理人、同法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 東大阪市上下水道局入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者
 - イ 東大阪市上下水道局建設工事業指名選定要綱の指名制限又は除外に該当する者
 - ウ 東大阪市上下水道局公共工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表第1に掲げる措置要件に該当する者

電子入札参加に関する一般的事項

1 入札保証金に関する事項

東大阪市上下水道局水道契約規程(平成23年東大阪市上下水道局管理規程第5号)第12条第2号の規定により免除とする。

2 入札の無効に関する事項

東大阪市上下水道局水道契約規程第18条各号のいずれかに該当する入札。

3 入札方法等に関する事項

(1) 申請書、工事費内訳書及び入札書について

ア 入札参加者は、東大阪市電子入札システム(以下、「システム」という。)を用い、東大阪市上下水道局水道総務部管財課(以下、「管財課」という。)が規定する様式に基づき、電子入札参加申請書、工事費内訳書及び入札書を同時に提出すること。なお、齟齬又は入力漏れ等の不備がある場合は無効とする。

イ 契約締結に当たっては、入札書に入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。なお、入札金額は工事費内訳書の金額と同額であること。

ウ 入札参加者は、提出した申請書、工事費内訳書及び入札書の訂正、引換え又は撤回をすることはできない。

エ 入札に際しては、本市に利用登録を行っているICカードを用いて入札すること。

(2) 発注案件に対する質疑回答について

入札参加者が質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないうえで、管財課までメール(suidonyusatu@city.higashiosaka.lg.jp)にて、管財課が指定する日時までに送信すること。なお、質疑に対する回答については、東大阪市電子入札情報のホームページにおいて公表するものとする。

(3) 事前審査について

システムによる自動審査等による審査を行ったうえ、その結果について競争参加資格確認通知書をシステムにより送信する。
なお、競争参加資格無しの通知を受けた者は当該入札に参加できない。

(4) 落札候補者及び落札者について

開札後、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(同額の場合にあってはシステムによる電子くじにより、くじ順位が1である者。)を落札候補者とする。この者には、開札日のうちに通知をすることとし、事後審査に必要な次に掲げる書類について、通知を受けた翌開札日の午後5時までに提出を求め、提出された書類について審査を実施して落札者を決定する。なお、落札者と認められなかった場合は次順位以降の者(同額の場合にあってはシステムによる電子くじにより、くじ順位が2以降である者。)について順次審査を実施して落札者を決定する。

ア 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

イ 配置予定現場代理人の経歴書

ウ 配置予定主任技術者又は監理技術者の経歴書及び資格を証明する免許証等の写し

エ イ及びウに選任された者の「健康保険被保険者証」の写し(強制被保険者でない場合は、誓約書。)

オ イ及びウに選任された者の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し(被保険者になることができない場合は、誓約書。)

(5) 非落札となった理由の説明について

ア 落札候補者に係る事後審査の結果、落札者と認められなかった者は、事後審査の翌開札日までに通知することとし、通知を受けた者はその理由について説明を求めることができる。

イ 前号の説明を求める場合は、通知を受けた翌開札日までに、管財課まで書面を持参の上、提出しなければならない。

ウ 説明の求めがあったときは、書面で回答する。

4 契約保証金の額

契約金額の100分の10に相当する額以上とする。ただし、契約金額が500万円未満の案件又は単価契約案件についてはこの限りではない。

5 その他

(1) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。

ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある者

イ 親会社を同じくする子会社同士の者

ウ 一方の会社の役員(監査役は含まない。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(2) 官公需適格組合とその組合員との同時の入札参加申請は認めない。

(3) 入札結果において、何らかの規則性がみられるなど職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合は、落札決定を保留し、入札参加者から事情聴取を行い、調査することができる。

(4) 入札後、入札参加者に対し、ヒアリングの実施及び詳細内訳書等の提出を求める場合がある。調査対象者は速やかに調査に応じなければならない。

(5) 実施要領に記載の無い事項については「東大阪市上下水道局制限付き一般競争入札実施要綱」「電子入札参加についての注意事項(水道)」を確認すること。

6 問い合わせ先

東大阪市若江西新町一丁目6番6号

東大阪市上下水道局水道総務部管財課

電話 06-6724-1221

メールアドレス suidonyusatu@city.higashiosaka.lg.jp